

平成18年 第3回臨時会

厚岸町議会議録

平成18年8月11日開会
平成18年8月11日閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成18年 厚岸町議会 第3回臨時会 会議録		
招 集 期 日	平成18年8月11日	
招 集 場 所	厚岸町 議場	
開催日時	開 会	平成18年8月11日 10時00分
	閉 会	平成18年8月11日 11時22分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音喜多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果、出席議員18名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議事係長	高 橋 政 一
--------	---------	------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1)町長部局

町長	若狭	靖
助役	大沼	隆
総務課長	田辺	正保
税財政課長	佐藤	悟
まちづくり推進課長	北村	誠
環境政策課長	小島	信夫
建設課長	佐藤	雅寛

(2)教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	米内山	法敏

1. 会議録署名議員 16番 竹田 議員 17番 佐々木 議員

1. 会 期

8月11日の1日間

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成18年厚岸町議会第3回臨時会議事日程

平成18年8月11日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		行政報告
5	議案第86号	工事請負契約の締結について
6	議案第87号	平成18年度厚岸町一般会計補正予算
7	意見書案第5号	厚岸町における高校教育のあり方についての要望意見書
8		議員の派遣について

平成18年厚岸町議会第3回臨時会付議事件

平成18年8月11日
午前10時 開 議

議案番号	件名
	行政報告
議案第86号	工事請負契約の締結について
議案第87号	平成18年度厚岸町一般会計補正予算
意見書案第5号	厚岸町における高校教育のあり方についての要望意見書
	議員の派遣について

厚岸町議会 第3回 臨時会 会議録

平成18年8月11日
午前10時00分 開会

●議長（稲井議員） ただいまより、平成18年厚岸町議会第3回臨時会を開会いたします。
（開会時刻 午前10時00分）

●議長（稲井議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

●議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、16番竹田議員、17番佐々木議員を指名いたします。

●議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。9番、松岡委員長。

●松岡議員 本臨時会開会前に議会運営委員会を開催し、第3回臨時会についての議事運営について協議をいたしました。
その結果、報告について、あるいは議会からの提出案件について、町長提案の議案について、いずれも本会議で審査することに決定いたしましたので報告申し上げます。
会期でございますが、本日一日とすることに決定いたしました。以上で、議会運営委員会報告を終わります。

●議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日一日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日間とすることに決定しました。

●議長（稲井議員） 日程第4、町長から行政報告を求められておりますのでこれを許したいと思っております。町長。

●町長（若狭町長） 沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施における小火器実弾射撃訓練に関しての行政報告をいたします。

本年5月の町議会第2回臨時会において、矢白別演習場における米海兵隊の155ミリ榴弾砲実弾射撃訓練時での小火器の実弾射撃訓練実施について、札幌防衛施設局から申し入れがあったことの行政報告をいたしたところではありますが、この申し入れに対しまして、去る7月25日に開催しました「矢白別演習場関係機関連絡会議」における北海道及び関係4町で協議の結果、これを受け入れることの決定をいたしました。

この最終判断にあたりましては、先ず「沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練」は、日米安全保障体制を基調とした我が国の安全保障と、沖縄県の負担軽減を図る観点から、本土に分散・移転された経緯を踏まえつつ、7月21日に宮城県「王城寺原演習場」において、最初に実施された小火器実弾射撃訓練の実施状況から判断して、地元の新たな負担が軽微であること。また、国とのこれまでの協議において、今後行われる射撃訓練は、155ミリ榴弾砲と小銃等の小火器実弾射撃とし、これ以上の拡大がないことを確認できたこともあり、北海道及び関係4町の一致した考えにより、受け入れることを決めたものであります。

なお、先の「矢白別演習場関係機関連絡会議」では、米海兵隊の訓練の分散実施に伴う負担の軽減への対応について、引き続き、北海道と関係4町が連携して取り組んでいくこととしたことを申し添え、行政報告といたします。

続いて、今般、新聞で報道されております、冷凍倉庫の固定資産税及び都市計画税の用途区分誤りによる過大徴収について、町内の関係業者からの問い合わせがあり、法的な解釈等について関係機関に問い合わせたところ、当町においても賦課誤りがある可能性が判明したため、直ちに詳細な調査に着手するよう担当課へ指示をいたしましたので、その件につきまして行政報告をさせていただきます。

まず経緯ですが、平成18年5月12日の毎日新聞に名古屋市が市税を3億円過大徴収、過去5年分の1億4,400万円を返還、という報道がありました。

その後、冷凍事業協会より各会員宛に「名古屋市でのてん末と、併せて総務省が今回の事案に対する見解を出したので、地元の税務当局に確認するように」という内容の文書が業界内部に配布、周知され、それに伴って6月20日に町内に冷凍倉庫を所有する事業所からの問い合わせがありました。

当町では、総務省の見解についての通達等を受けていないことから、関係機関に照会を致しましたが、釧路支庁においても、本庁税務課においても、通達について承知していなかったため、確認のため時間を頂きたい旨の連絡を事業所宛に行い、調査を継続していたところでありました。

その後、7月末に道内の北斗市、小樽市、函館市、石狩市、登別市においても同様の過大徴収の報道があり、また、北海道を通じて総務省の冷凍倉庫に対する見解を入手致しましたところ、当町においても用途区分誤りの事業所がある可能性が判明いたしました。

この用途区分誤りとは、冷凍倉庫を一般倉庫に区分したものであり、冷凍倉庫と一般倉庫では経年減価率が異なるところであります。この経年減価率は、固定資産評価基準により定められており「同じ構造や同様の建物であっても建物の使用可能な期間は、そ

の使用形態や用途によって決まることから用途別の区分は現実の使用状況によるもの」とされているところから、冷凍倉庫か一般倉庫かの判別は、該当する建物の現地調査を行う必要があるため、現在、該当する事業所のリストアップを行い、早急に現地調査を行うこととしております。

この賦課誤りの原因についてであります。現地調査を行わなければ確定的な判断はできないところでありますが、前段述べましたとおり、冷凍倉庫の用途区分誤りによるものであると考えられます。

冷凍倉庫については、冷凍・冷蔵という使用形態から劣化が早いため、建物の評価を年々下げる「経年減点補正率」が一般倉庫と異なり、その減価が早く、これにより課税額が一般倉庫より安くなる場所があります。

この「経年減点補正率」を適用する際、用途を「冷凍倉庫」とするところを「一般倉庫」として固定資産課税台帳に登載していたことから、一般倉庫の減価率により積算されたため、冷凍倉庫より高い税額が算出された場所があります。

これらに該当する事業所について、早急に現地調査を実施し、この調査結果に基づきまして誤りが確認され、過大徴収に係る過納金が確定し、町議会にご報告させていただきますとともに、所要経費の補正予算措置に係るご審議等をいただきましたのち、対象事業所に出向き内容を説明のうえ、地方税法の規定に基づき、速やかに還付手続きを行うことといたしたいと考えております。

謹んでお詫びを申し上げますとともに、今後このような誤りが起きないよう事務の執行に万全を期して参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

●議長（稲井議員） これより行政報告に対する質疑を行います。なお、報告に対する質疑は厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり内容の疑義を質す程度に止めていただきます。3番。

●南谷議員 ただ今行政報告をお伺いさせていただいたんですけれども、初めて聞かされたものですから私、冷凍倉庫と冷蔵倉庫とは違うんですね、いま町長の説明ですと冷蔵倉庫と冷凍倉庫どちらもそうなのか用途区分の違いによってこういうことが起きたということは理解できたんですけれども、冷蔵なのか冷凍なのかどちらもなのかそのへん釈然と理解が出来なかったものですからこの点についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

それから現地の状況が把握できないんで実際に補正をしていく場合どのくらいの数字になる、私はこの町に水産関係の冷蔵庫・冷凍庫はあるわけですよね、最大いつからどのくらいのものをしていくのかというおおよその数値はとらまえておらないんでしょうか。

●議長（稲井議員） 税財政課長

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。冷凍倉庫と冷蔵倉庫が違うのかというご質問にお答えいたします。構造上冷凍設備を備え、これはマイナス30度・・・

●南谷議員　そういうことじゃなくて、議長すいません、そういうことは僕知ってるんですよいまの町長の説明の中で対象になるものがどっちがどうなのかっていうのがよく聞き取れなかったんで。

●税財政課長（佐藤課長）　冷凍と冷蔵の倉庫でございます。いわゆる冷蔵と冷凍の設備を備えた倉庫でございます。

それから最大の数値でございますが、返還金、還付金ということでお話しさせていただきませんが、まず調査に入らなければそれぞれどういう内容で利用されているかということによっても変わってまいります。しかしながら、超概算で大変申し訳ないんですが、今の段階ではお答えできかねますが、仮に該当する事業所がすべて一般倉庫として減価率の低い率を使ってやっていた場合があったとして、それが冷凍・冷蔵倉庫の減価率を使った場合の差額をすべてが該当するとした場合は、還付加算金等も含みまして約850万程度というふうに現段階では試算してございます。

●議長（稲井議員）　3番

●南谷議員　冷蔵庫と冷凍庫の意味合いというのは私もよく理解してるつもりなんです。ただ、さっき説明を受けた中で、用途によってというんだけど冷蔵庫と、町長は冷凍倉庫って言ったんだけど、そういうところもあると思うんですけども通常僕の認識では冷凍倉庫っていうのはないですよ。冷凍庫がそのまま倉庫になる施設もありますよ、そのへんが含めて一緒なのか償却率が違うのか、冷蔵倉庫の部分の償却率が違うのかははっきりしないんでまずはっきりさせてくださいというお尋ねをさせていただきます。

それから、二点目ですけども850万ほど、実際にやってみないと分からない数字なんでしょうけれども、何年間分どれくらいの試算根拠は。

●議長（稲井議員）　税財政課長

●税財政課長（佐藤課長）　お答えいたします。冷凍倉庫の定義はないというご指摘でございますが、固定資産税に関わる評価基準では冷凍倉庫という定義でございまして、冷凍設備と冷蔵設備を備えた倉庫を冷凍倉庫という定義をされております。

それから二点目でございますが、金額については地方税法に定める5年間分を想定して積算をしております。以上でございます。

●議長（稲井議員）　いいですか。他に。12番

●谷口議員　県道104号線越え実弾射撃訓練時の小火器の射撃訓練についてお尋ねをいたします。今回、行政報告では北海道及び関係4町の協議会で決定したというふうに報告されましたけれども、今回考えるにあたって王城寺原の演習場における訓練での実施状

況を判断して地元に対する新たな負担は軽微であるとなっておりますけれども、これについてどういうことだったのかももう少し詳しく説明をしていただきたい。

それから今回国との協議において、これ以上の拡大がないということが確認されたということなんですけど、県道104号線越えの実弾砲撃訓練についても当初は砲撃訓練だけをするということが実際の内容ではなかったのかということなんです。それが回を重ねる毎に様々な訓練が実際に行われるようになってきていると。たまたま今までは小火器については封印をしていたというだけだったのではないかと思うんです。

それから小火器の今度は実際に訓練する際に小火器とはどういうものなのか、それについてもう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思うんです。6月議会の報告の際にも小火器の実弾射撃の訓練場所等について説明されておりましたけれども、その場所と国道との距離はどのくらいあるのか、あるいは小火器の射程距離は最高でどのくらいあるものなのかそれら含めて説明していただきたい。

●議長（稲井議員） 町長

●町長（若狭町長） 王城寺原演習場の実態につきましては、本来でありますと私も是非行きたいという考えを持っておりました。ご案内をいただいたわけありますので。しかしながらどうしても行事が重なりましてその実態を見ることができませんでした。替わりまして田辺総務課長を派遣させた次第でございます。

なおまた道の代表も現地に行きまして私なりに道の代表からも実態を把握いたしております。また、田辺課長からもその実態の報告も受けておるわけあります。まったく同様の考えであったわけあります。詳細につきましては田辺課長から答弁をさせ、その他についても総務課長から答弁いたしたいと思っております。

●議長（稲井議員） 総務課長

●総務課長（田辺課長） お答えいたしたいと思っております。王城寺原の訓練状況の視察でございますけれども、ただ今町長が申しましたとおり北海道及び関係4町で構成します関係連絡協議会、こういった全体的なかたちの中でそれぞれの町村それから北海道の出席の中で現地確認ということをしていただいております。

これにつきましては小火器訓練がこういった場所で行われていてどのようなかたちになっているのか、騒音状態がどうなのかそれから射撃訓練そのものがどういったかたちで行われているのかという部分を確認させていただいたわけありますけれども、王城寺原の視察状況でございます。まず、射場につきましては既存の射場、自衛隊で通常の訓練に使われている射場を用いて行われているということで今回の公開訓練につきましては、7.62ミリ機関銃を二丁、2チームのかたちの中で展示がされていたということでございます。

それで、射撃方向につきましては当然定められている射場ですので、方向については一定方向に対して行われる、射撃方向の背面については丘陵部になっておりまして場外への流れ弾を防止するという地形になっているというかたちでございます。そういった

中でチームを組みまして当然射撃する係、後方にて指揮する隊員というかたちの中でのチームでの訓練が行われているわけでございますけれども、その訓練には視察時に陸上自衛隊の隊員もつきまして、ヘルメットに青い線を付けたいわゆる安全員なり警戒員なり自衛隊の訓練場における安全管理規程に基づいた要員配置の中で行われているということでございます。

そうした中での機関銃での単発あるいは連射の訓練が行われていたということございまして、私が確認したところでは騒音につきましては、すぐそばのいった時点これには甲高い音がしますので数十メートル近くによつての訓練風景の視察だったんですけれども、その時点では耳栓を支給された。ただし100メートルくらい離れますと耳栓を外しても大丈夫と、当然その近くでブリーフィングいわゆる説明も行われておりましたのでその様な状況であったということでございます。

訓練の中身、拡大に繋がらないということでございますけれども、これにつきましては防衛施設局からの説明においては、小火器訓練実弾訓練というのは沖縄キャンプハンセンにおける155ミリ榴弾砲を行っている時点におきまして合わせて防御訓練の一環として行われていたと、それが平成9年に同訓練が本土に移転された際にはこの実弾射撃は引き続きキャンプハンセンに行われるという実態、そういう中で今日まで経過しているということの結果として155ミリ榴弾砲のみの訓練になってきたわけでございますけれども、やはり米軍のほうから砲撃訓練の陣地の配置、隊員の防御訓練の配置だけで終わるのでは訓練の日程、効果的な実施、隊員の練度向上を考えますと、この訓練に合わせて行うことが訓練時間の有効活用、訓練の効率化に繋がるということで申し出があったということで防衛施設局の考え方としましては訓練そのものは沖縄キャンプハンセンのほうで行われていた同質同量の範囲に含まれるというような考え方でございます。

それから小火器の関係でございますが、訓練に使う銃器はどういうものかという質問も私共のほうからしております。これに対します回答でございますけれども、小銃、拳銃、それから砲撃訓練に参加している部隊が装備している12.7ミリ機関銃、7.6ミリ機関銃、5.56ミリ機関銃などがございます。このほか擲弾筒っていうのも標準装備されておりましてこれも小火器の部類に入るようでございますけれども、これ以外の使用は想定していないということで小火器の種類というのはそういうものだという説明を受けております。

それから射場と国道との距離、射程距離の関係でございます。国道との距離につきましては、矢臼別演習場の既存射撃場は約5キロの距離があるというふうに言われております。それから、私ども機関銃の射程、どのくらいまで飛ぶのかということでございますけれどもこれについては公表はされておられません。ただ、訓練の中で行われてきているのは最大で800メートルほどの的、最大がそのくらいだというふうに聞いております。そういうようなことでどのくらい飛ぶかという公表はされていないという状況になっておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 12番

●谷口議員 いま説明いただいたんですけど、訓練の拡大についてやはり非常に疑問を持

っているわけですよ。結果的に今回155ミリが実施されてきて約10年経ったと。ちょうど二まわりしたところで新たに今度は小火器訓練を行うということになってくれば、今まで出来なかったことを今度やっていくことになる、それで今までやって今度はこれをやって、これ以上はもう考えていないんだという話が今回の受入の内容ではないのかなと思うんですけど、結果的に今度は援護部隊とかいろんな部隊を配置しなければ演習の練度が高まっていかないんだということになって、その内今度はロケット砲までついてくるのではないのかなということになっては困ると思うんですよ。

そうであればやはり今回は一演習場の演習だけを見るのではなくて、今年度少なくとも四箇所で行われるんですから、それぞれの対応をすべて見て、その実施状況から判断すべきではなかったのかなというふうに思うんですがそれらについてはどのように考えているんでしょうか。

●議長（稲井議員） 町長

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきたいと存じます。米海兵隊の演習につきましてはご承知のとおり五箇所で分散しながら行っておるわけでございます。今回の小火器につきましても既に三施設において受入を承認いたしております。

矢臼別と日出生台演習場につきましては検討中ということで、ほぼ受入をするであろうというふうに私は予想いたしております。そういう諸情勢を加味し、ただ今お話しいたしましたとおり、平成8年に取り交わした文書等も確認の上、今回4町、さらには北海道と協議しながら決定いたしましたことございまして、これ以上拡大しないという確認の中で受入いたしておりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 12番

●谷口議員 今の町長の話聞いてますとね、他の演習場のことについてお話しされておりましたけれど、受入を決めたところとまだ検討中のところと、矢臼別は今年はないわけですよ、実際に砲撃訓練が。そうであれば、やはり他の演習場の実施状況等を慎重に見極めることが必要ですし、そういうことを一つひとつ結果的にある期間を過ぎた段階でこれ、次はこれとなっていく保証は私はこの問題についてはないのではないかと。

結果的に一定期間を過ぎると必ず次の訓練をやりたいということになっていって、最終的にはキャンプ矢臼別になってしまう、そういう危険性を持ったことではないのかなというふうに私は思います。

そういうことからいけば今回の判断は速すぎる、そういう内容だと私は指摘をしたいと思います。その点についてもう一度お答えいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 町長

●町長（若狭町長） 確かに矢臼別については米海兵隊は演習がございません。しかしな

がら他の事情がどうであろう、もちろん私が先程お話しいたしましたとおり参考にすることも大事なことであります。しかしながら、矢臼別演習場の所在地として面積を持っている厚岸町として、厚岸の住民が安全で安心して暮らせる社会というものは町長はつくっていかねばなりません。その責任極めて大きいわけでございまして、今回の小火器の受入につきましても受入を決めた市町村長とも協議をし、さらにはまた演習を既にいたしました王城寺原の実態というものも、私は行けませんでしたが私に替わっての責任ある総務課長がその実態を見に行ったり、色々と地域住民を守るために小火器を受入するかどうか十分に踏まえ、さらには関係する北海道、4町とも十分に慎重に検討の結果、受入を決めたわけでありまして。私としては今後、拡大されることはないという中での判断でありますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。13番

●菊池議員 私は沖縄県道104号線越えについてもう一度、別の立場からお伺いいたします。毎月、いま発弾内容が提示されてきておりますが、内容の把握、演習の報告どおりの榴弾砲のかたちあるいは弾数、それらの確認はどの部門が確認するのかお伺いいたします。

●議長（稲井議員） ちょっと休憩いたします。

（休憩時刻 午前10時36分）

●議長（稲井議員） 再開します。13番

（再開時刻 午前10時36分）

●菊池議員 矢臼別の演習についてお伺いいたします。

●議長（稲井議員） それはこの行政報告には載ってないんですよ。

●菊池議員 いや、ということはね。

●議長（稲井議員） 休憩します。

（休憩時刻 午前10時37分）

●議長（稲井議員） 再開します。

（再開時刻 午前10時38分）

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ以上で行政報告を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第5 議案第86号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました、議案第86号、工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。ごみ焼却処理場は、昭和50年、51年度の二ヶ年で建設し、52年度から運転を開始しております。

その後、平成12年1月15日、ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成14年12月から適用される排出ガス基準を遵守するため、平成13年度にマルチクロン・スクラバー方式による設備改修を行いました。改修後における排出ガスの基準値超過が認められ、改修請負業者が性能保証に対応する再改修を行うことで、町と協議中であったところ平成15年1月に倒産し、その履行が行われていない現状にあります。

このため、年2回の排出ガスの測定において、煤じん濃度が基準値0.25 g / Nm³（グラム・パー・ノルマル立法メートル）を上回ることが多く、平成16年10月測定の基準値超過後に、北海道から継続的な基準値遵守の対策を強く求められておりました。

一方では、平成17年1月に誘引ファンの腐食破損取替とマルチクロンの腐食補修を行いました。マルチクロン、スクラバー、サイクロンなど、排ガス排煙処理装置の大部分に至る腐食が進行し、見過ごすことのできない切迫した状況に至っております。

また、既存鉄筋コンクリート製の煙突が、目視で、コンクリートのひび割れや浮きが確認され、今後発生する地震において倒壊の危険性が想定されております。

さらに、処理場内に搬入される廃棄物の重量を測定するトラックスケールについては、建設当時から使用しているもので29年が経過し、老朽化が著しい中、交換部品が製造されていないため、故障時には修理ができない状況であります。

以上のことから、ごみ焼却処理場の改修工事を行い、施設の延命と適正な運転管理を図ろうとするものであります。

議案書1ページをお開き願います。内容であります。1として、工事名、ごみ焼却処理場改修工事。2として、工事場所は、厚岸町サンヌシ。3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条による単体7社の指名、5社辞退となり、2社による指名競争入札でございます。4として、請負金額は、金209,475,000円であります。5として、請負契約者は、東京都墨田区錦糸3丁目2番1号、三井金属エンジニアリング株式会社であります。

2ページをお開き下さい。参考といたしまして、1、工事概要でございますが、解体

撤去として、既存鉄筋コンクリート造煙突1基、建物焼却炉室内に設置されている排ガス排煙処理装置のマルチクロン1基、スクラバー1基、サイクロン1基、誘引ファン1基、これらに係る配管、配線の撤去一式でございます。

改修及び新設としては、鋼製煙突H35メートル1基、誘引ファン1基、建物焼却炉室内外に設置する排ガス排煙処理装置のバグフィルター1基、消石灰・活性炭貯留槽1基、飛灰処理設備1基、減温塔1基、これらに係る配管、電気工事一式でございます。既存焼却炉内耐火材の一部補修が2基、トラックスケールの更新一式でございます。

2、工期でございますが、着手、平成18年8月18日から、完成、平成19年3月20日までとするものであります。

3、位置図、平面図、機器配置図、別紙説明資料のとおりであります。次のページをご覧ください。位置図であります。図面左上、斜線で示している所が工事場所でございます。

4ページをお開き下さい。平面図であります。今回の工事の施工範囲であります。斜線部分で示しました、煙突、焼却炉室、トラックスケールの所に、既存施設の解体撤去、改修及び新たな機器の新設を行うものであります。

5ページをお開き下さい。機器配置図であります。図面上段は平面配置図、下段は側面図となっております。図面中央より左側が既存施設の解体撤去、新設部分であり、右側が既存設備の一部補修及び更新工事を行うものでございます。工事の内容につきましては、図面左側の既存鉄筋コンクリート造の煙突を解体撤去し、同じ位置に鋼製の煙突を新設し、焼却炉室内に有ります既存のマルチクロン、スクラバー、サイクロン、誘引ファン及びこれらに係る配線・配管の解体撤去を行いまして、図面に表示しておりますバグフィルター、消石灰・活性炭貯留槽、飛灰処理設備、減温塔、誘引ファン及びこれらに係る配線配管を新設するものであります。図面中央から右側の既存設備一部補修及び更新であります。ガス冷却塔は既存のまま使用し、焼却炉2基については内部耐火材の一部補修を行うものであります。一番右側に位置しますトラックスケールは、上屋部分は既存のままとしまして、計測に係る機械類の更新を行うものであります。

なお、本工事に伴い焼却運転を中止する期間における燃えるごみにつきましては、最終処分場に仮置きし、運転再開とともに焼却処分を行うこととし、平成18年度分にかかる経費は、今後補正予算措置を予定しておりますことを申し添えます。

以上簡単な説明でございますが、ご審議のうえご承認たまわりますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。8番

●音喜多議員 以前からとやかく言われておりました公的排ガスの関係での基準をようやくクリアすることになるわけですが、新たな業者になるわけですね。今までとは過去の業者はまったく解散されちゃったわけですから。

そこで今回細かく話はお聞きしませんが、既存のところを休止してそこにまた付けなきゃならないんですが、この期間は最終処分場に仮おきするというものであります。休止期間はどれくらい見てるんでしょうか。

それから今回のことでは公的な部分の基準をクリアするわけですが、相当使えるだろうと考えるわけですがアフターの関係については万全か、期間含めて。

それから従前からちょっとお話ししてましたがこれで厚岸町は当分持つだろうということになるんでしょうが、ほかの釧路のごみ焼却に参加しなかった町村との協議は、先のことを考えてそういった協議を共同方式に出来るのかどうなのかほかの市町村の動向はどうなのかということをお聞きしてございました。

厚岸町はこれで当分あるからその話は抜けるよということではないだろうと思いますが、そのへんの話は重々改修含めても続いていくだろうと思いますがそのへんの見通しはいかがなものでしょうか。以上お尋ねいたします。

●議長（稲井議員） 建設課長

- 建設課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。私のほうからは焼却炉の工事の休止している期間はどの程度あるのかということですが、最大で4ヶ月間を想定してございます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長

- 環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。改修後の施設がどのような状況で運転されていくのかということですが、アフターという表現でございしますが、定期的に専門業者の保守点検を入れるべきではないかと考えているところでございます。

そういった中で対応につきまして出来るだけ長く使えるような適正な管理をしていく事を考えてございます。

東部4町ということで、厚岸、浜中、弟子屈、標茶、4町における協議でございしますがこれにつきましては昨年度から事務レベルで協議を開始してございます。このことについての影響ということで、厚岸町が今回改修することによる影響というものはまったく想定してございません。

厚岸町はあくまでも将来的には広域的なごみ処理の方向性に進むべきということで考えておりますので、その協議については引き続き参加してまいるということで考えてございますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 8番

- 音喜多議員 休止期間4ヶ月ということになればかなりな量が溜まってしまわないのかなと、これからお盆を過ぎれば涼くなるんですが生ものの処理には場所的には離れているので悪臭やハエといったものの対応というものはあまり心配しなくても良いのかと思いますが、4ヶ月というのはちょっときついなど。

しかしこの4ヶ月間休んだ場合、その分含めてさらにその運行状況含めて何ヶ月かかるのか、完全に4ヶ月ストックしていた分を一日や二日では焼却できないだろうし、毎日のものも入ってくるだろうしということで、来年の春の完成ですよね、来年の三月完

成ですか、ということになれば来年の夏あたりまでかかるのかという気がするんですがそのへんはどういうふうに見てるんでしょうか。

それからアフターの関係ですが、新しい施設ですから例えば簡単な話でテレビや冷蔵庫は一年間の保証期間があるんですけども、当然そのほうは万全にしっかりと期間的に取られるのか、それから馴らしと稼働の部分を含めての技術者の育成の関係についてもある程度みていらっしゃるんだと思います。

東部4町のごみ焼却関係は、協議会はそのままとっていくということですが、話し合っただけで終わるのか将来的にある程度の期限を持って対応することに話が進んでいるのか。

何となくお茶飲みの状態で話をしているということではないだろうと思うんですがそのへんの加減はどうなのか改めてお聞きしたいと思います。

●議長（稲井議員） 環境政策課長

●環境政策課長（小島課長） 休止期間の燃えるごみの扱いについてお答え申し上げます。現在想定しております施設の休止、開始時期であります、10月から予定しております。そこから最大4ヶ月は燃やせない期間になるだろうということで、10月から1月ということで段々寒い時期を迎えるということで特に生系のごみにつきましては温度がどんどん下がっていくという状況の中で管理出来るというふうに考えてございますが、仮置きする状況につきましては、新しくできました最終処分場、第二期の埋立地のほうにまず底にシートを敷き、そこに置いた場合には側面、上部にもシートを張って管理すると。その場合には臭いも発生することを想定しておりますので、悪臭がたたないような措置を、いわゆる消臭剤を定期的に使って悪臭を防止したいと考えております。

それから量でございますが、4ヶ月分でございますので運転再開が仮に12月までの現場の工期で1月に試運転開始、排出ガスの測定基準が一回でクリアできたとすれば、順調にいけば2月から運転再開が出来るのかなというのが理想的なかたちと考えてございます。

通常のごみを燃やしながら、これは8時間から9時間を想定してございますが、それを行った後に仮置きしているごみを燃やすということで、8時間プラス8時間乃至は9時間ということで、一日に通常の搬入ごみと仮置きしているごみを一日分ずつ燃やすということで、燃やしきる期間につきましても4ヶ月を想定しております。

だいたい6時から22時の二交代制で現場は動かざるを得ないのかなというふうに考えてございます。2月から開始できたならば5月までには何とか処理したいというふうに考えてございます。燃えるごみの処理については以上でございます。

それと、4町の協議につきましてですが、期限を設けてということも話し合わなければならないことだと思います。いつまでもただの話し合いだけでは済まないということで、より具体的な作業工程を4町の中で話し合っていくべきというふうに考えてございますのでご理解をいただきたいと存じますが、いまの段階ではまだそこまで進んでいないと。期限を区切って行おうという協議をこれから行うということでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 建設課長

●建設課長（佐藤課長） 私のほうからは保証期間の年月についてと技術者の関係についてお答え申し上げます。

保証期間につきましては2年間の保証期間となっております。技術者の慣らし運転と技術指導についてですが、今回の工事につきましては機器の据え付け、そういった工事につきましては今年の12月末までにすべてを完成させる行程としております。1月からは試運転調整を行い、その中で技術者の技術指導をやっていくと。慣らし運転につきましても試運転調整の中で合わせてやっていくことで考えておまして、その中では測定なり灰の分析を含めて試運転をしながら行っていくことで考えております。

●議長（稲井議員） いいですか。15番

●佐齋議員 請負契約者の三井金属ですか、この会社の資金力と技術力、道内でどのくらいやっていると国内でどのくらい実績があるとか。

それからさっき音喜多さんから出ましたけどアフターの面でこれからずっとやっていくのか。というのは前回やったところは倒産してしまっ、厚岸はどうにか終わりましたけれども浜中は途中でおかしくなりましたけれど、結局倒産しちゃうとアフターの面で困るんじゃないんですか。今回は間違いなく発注されてるのかどうか。

●議長（稲井議員） 建設課長

●建設課長（佐藤課長） お答え申し上げます。請負者の資本力について調べてるのかということでございます。当然調べておまして、今回の請負者の資本力でございますが、10億8,535万円といった資本力となっております。実績でございますけれども、最近のものと北海道では東藻琴村のごみ処理施設工事それから白糠町クリーンセンターの工事を手掛けております。道外のほうになりますと数多くございまして、例えば昭和環境センターなど数多くございます。そういった実績は十分備えてございます。以上でございます。

（「アフター」の声）

●建設課長（佐藤課長） アフターの関係について問題はないのかということでございますが、この会社は昭和39年に出来た業者でございまして、数多くのろ過のこういった処理施設の実績もございます。

それからパイプだとかそういったものも厚岸町の下水道管でも実績もある業者でございます。十分アフターにつきましても問題ないものと認識しておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 15番

●佐齋議員 色々調べてやられてるのは結構だと思います。ただ、前回はそういう例があったものですから、やったはいいが出来るか出来ないうちに倒産してアフターが困ったということがないようにですね、そのへんを懸念したものですからお聞きしたわけでございます。

●議長（稲井議員） 答弁いいですか。

●佐齋議員 いいです。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第6 議案第87号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただ今、上程いただきました議案第87号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算2回目の提案理由を説明させていただきます。議案書の1ページでございます。

平成18年度厚岸町一般会計補正予算2回目 平成18年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項 歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,295万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入・歳出共に2款2項にわたってそれぞれ251万9,000円の補正であります。

事項別により説明させていただきます。6ページをお開き願います。

歳入であります。20款1項1目 繰越金、1節 前年度繰越金 61万9,000円の増。これは補正後で667万9,000円とするものでございます。22款1項 町債 9目 災害復旧債 2節 土木施設災害復旧債 190万円の増。単独災害復旧事業債の増でございます。

8ページ、歳出であります。9款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費 9節 旅費 57万6,000円の増であります。厚岸水産高等学校・厚岸潮見高等学校の存続及び統合問題にかかる道教委への要請行動等に関わる経費で、厚岸町高等教育を考える会の委員及び職員分の旅費の補正であります。

10款 災害復旧費 2項 土木施設災害復旧費 1目 道路橋梁災害復旧費 15節 工事請負費 194万3,000円の増 太田7番道路・太田3番道路・トライベツ道路、三路線に関わる工事費で、本年6月17日から18日の豪雨により発生した道路法面崩壊復旧工事にかかる経費補正でございます。

1ページにお戻り願います。地方債の補正であります。

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。3ページをお開きください。第2表地方債補正、追加であります。起債の目的、災害復旧事業。限度額190万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率5パーセント以内。償還の方法、政府資金については、融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

4ページをお開き願います。地方債に関する調書補正であります。表の下段合計欄でございますが、17年度末現在高116億8,041万9,000円。今回190万円増額し、年度内発行見で14億7,460万円となり、18年度末見込額は120億8,233万8,000円となるものであります。

以上で議案第87号の説明を終了させていただきます。大変雑ばくな説明ではありますがご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。4番

●小澤議員 災害復旧費について、6月の豪雨の時に災害を受けたという説明でありますけれども、太田7番道路外三箇所についてやったんですけれども、もう少し具体的にご説明いただきたい。

それと同時に、議長ちょっとこれに関連してちょっとお許し頂きたいと思いますが、門静のほうへ用事があって行きましたときに、石山のところに土嚢を積んで片側通行の規制をしてるんですけれども、これは何らかの災害というんでしょうか、何らかの危険性があるからそうしてるんだと思いますが、これが災害復旧事業に該当しないのか、それとあれがいつ頃になれば解除されるのか、今後の見通しについてお答えいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 建設課長

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。まず、6月の雨の時の災害の具体的な説明についてですが、6月17日、朝6時から18日、夜9時までの雨量で30ミリの雨が降ったものでございます。

災害内容でございますが、トライベツ道路につきましては道道上風連大別線から向か

ってトライベツ浄水場の500メートル手前のところ、お手元に配付の議案第87号説明資料位置図を参考にさせていただきたいと思います。

被害状況ですが、道路法面74㎡が崩壊しております。復旧方法につきましては、法面が崩れないよう段柵工を施し、元の状態に法面を整形し芝を張るといったものでございます。

太田7番道路でございますが、位置は図面にお示ししてございます。被災状況でございますがこれも道路の法面162㎡が崩壊しております。復旧方法は同じく法面が崩れないように段柵工を施しまして元の状態に法面を整形し、張り芝を張るものでございます。

太田3番道路でございますが、被災状況はこれも道路の法面17㎡が崩壊しております。復旧方法はこれも同じく法面が崩れないように段柵工を施し、元の状態に法面を整形し、芝を張るものでございます。

今回の災害工事につきましてはこういった内容のものでございます。

続きまして、太田・門静間道路の件でございます。現状で何らかの災害に該当しないのかということでございますが、現在まだ崩れている状態でございますので災害には該当はいたしません。

見通しについてでございますけれども、これにつきましては以前からこの状態が発見したのは、今年の4月26日に法面の崩落の危険性があるのでないかという町民の方からの連絡が入り現地を調査いたしまして、それから専門家の業者に見てもらいましてこれは非常に危険だと、崩落の危険性があるといった判断としたわけでございます。

早急に片側通行にいたしまして、崩れても危険のないようにスペースを確保した状態でいまに至ってございます。

次に、何か対策はということで内部でも色々と検討をしておりますが、迂回路を検討できないとか道路を河川側に寄せることはどうかとかそういったことも検討しましたが、現在そういったことが不可能と。

それと何らかの事業がないのかということで、例えば防衛施設局の事業それから道路の補助事業といった中での対応が出来ないのかということで関係所管のほうにもあたっているわけですがなかなか該当事業がないといった状態でございます。

今のところは現在の状態でおくしかないと、ただこのままずっとしておくわけにもいきませんので、さらなる何らかの方法を検討中でございますのでそのへんご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） いいですか。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（稲井議員） 日程第7 意見書案第5号 厚岸町における高等教育のあり方についての要望意見書を議題といたします。職員の朗読を行います。
- 議会事務局（高橋係長） （意見書案朗読 内容省略）
- 議長（稲井議員） 提案者であります室崎議員より提案理由の説明を求めます。1番室崎議員
- 室崎議員 要望意見書の趣旨につきましてはただ今朗読をいただいたとおりであります。特に私からそれ以上付加するものはないと考えます。
なお、ここに至った経緯並びに詳細につきましては、先般、議員協議会を開きそこで担当者より縷々説明をいただきました議員間におかれても意見交換をしたとおりであります。
厚岸町、関係機関、町民、そして我が議会が手を携えてこの事態にあたり道に強く働きかける必要があると考えましてこのような要望意見書の提出を見たわけであります。賢明なる議員各位のご賛同を宜しくお願い申し上げる次第でございます。
- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

(「なし」の声)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第8 議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。厚岸町議会会議規則第119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはお手元に配

付した内容により派遣することに決定しました。

- 議長（稲井議員） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成18年厚岸町議会第3回臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前11時22分）

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年8月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
